

森林環境保全整備事業実施要領の運用

〔平成14年12月26日 14林整整第580号〕
林野庁森林整備部整備課長通知

最終改正：平成28年 4月 1日 27林整整第877号

森林環境保全整備事業の実施については、「森林環境保全整備事業実施要綱」（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。）及び「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

1 事業の内容等

要領第1に規定する事業内容については、以下のとおりとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等について

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと都道府県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

ウ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上80立方メートル以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ヘクタール当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。

(イ) 立木の蓄積が1ヘクタール当たりおおむね30立方メートル以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。

エ 特殊地拵えを実施した場合は、その実施の翌年度から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

オ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20パーセントの範囲内とする。

カ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

(2) 雪起こしについて

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30パーセント以上が倒伏した林分において実施するものとする。

(3) 倒木起こしについて

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

(4) 枝打ちについて

枝打ちは、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとし、枝打ちの高さは地上おおむね8メートルを上限とする。

(5) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について

ア 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）

- を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は10パーセント）以上伐採する場合に補助対象とする。また、除伐において不用木の除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）のみを実施する場合は、原則として不用木を全て除去する場合に補助対象とする。
- イ 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐とは、当該計画において間伐として計画されているものに限る。
- また、森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。
- ウ 森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものに限る。
- また、森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の森林の経営に関する長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限る。
- エ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号）に定める集約化実施計画の対象森林において、間伐又は更新伐を複数の施行地で実施する場合については、全ての施行地が同一の集約化実施区域内にあることとし、その実施に当たっては、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」の運用について」（平成26年9月1日付け26林整整第422号）によるものとする。
- オ 保育間伐及び間伐の伐採率については、アに定める下限のほかに上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法、市町村長からの通知に示されている要間伐森林の間伐の方法及び以下に留意して間伐を行うものとする。
- (ア) 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「森林経営計画制度運営要領」の制定及び「森林施業計画制度運営要領」の廃止について」（平成24年3月26日付け23林野計第230号林野庁長官通知。以下「運営要領通知」という。）の「森林経営計画制度運営要領」Ⅰの5の(1)において、森林経営計画の遵守の判断基準として「法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を実行すること」とされていること
- (イ) 森林施業計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、運営要領通知に伴う廃止前の「森林施業計画制度運営要領」Ⅰの5の(1)のウにおいて、森林施業計画の遵守の判断基準として「伐採材積のうち時期ごとに計画されているものにつき、その伐採材積の上下20%の範囲内であること」とされていること
- (ウ) 特定間伐等促進計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成25年6月24日付け農林水産省告示第2072号）第3の1の(3)において、「当該方法は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画及び同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること」とされていること
- カ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、アの規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20パーセント未満とすることが適切であると判断され10パーセント以上20パーセント未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができるものとする。
- キ 保育間伐及び更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については、次により実施するものとする。

- (ア) 二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合においては、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。
- (イ) 保育間伐においてはⅩⅡ齢級まで実施することができる。
- ク 更新伐について
- (ア) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、当該林分の主林木のおおむね70パーセント以上の伐採を必要とする場合に行うもの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。
- (イ) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。
- (ウ) 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (6) 衛生伐について
保全松林緊急保護整備のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。
- (7) 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5パーセント以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。
- (8) 付帯施設等整備について
- ア 鳥獣害防止施設等整備については、野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとし、当該野生鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。
- なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。
- イ 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の開始時期の2年前から当該施業の実施後5年を経過するまでの間に実施できるものとする。
- ウ 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要領第1の1の(3)で定める搬出材積としては扱わないものとする。
- エ 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施後おおむね3年間実施できるものとする。
- (9) 森林作業道整備について
- ア 森林作業道整備の先行実施
要領第5の2の(4)の一定期間とは2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）とする。
- イ 森林作業道の改良
森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合（以下「森林作業道の復

- 旧」という。)は、(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件は適用しないものとする。
- (ア) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。(イ)において同じ。）であって、開設後3年以上を経過したものの改良であること。
- (イ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (ウ) 1箇所事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
- (エ) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

ウ 森林作業道の継続的使用

要領第2の4の(1)に定める「事前計画」に記載された、「森林作業道作設指針の制定について」に基づき都道府県が作成した「森林作業道作設指針」に適合する既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く）。

(10) 放射性物質対策について

- ア 要領第6の7に定める「放射性物質対策と一体的に実施する事業内容」の実施に当たっては、事業着手前に土砂の流出状況を観察して記録するとともに、特に次に掲げる箇所は土砂の流出するおそれが高いことから、現地の下層植生等の状況を踏まえて、効率的かつ効果的な森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備を検討するものとする。
- (ア) 農地、道路、住宅地その他の森林以外の土地に隣接する箇所
- (イ) 土砂の崩壊が発生するおそれのある箇所
- (ウ) 河川や溪流沿いの箇所
- (エ) 急傾斜地（原則として、おおむね30度以上）の箇所
- (オ) 事業実施に伴い裸地が生ずる箇所
- イ 事業主体は、事業実施後の台風や豪雨等により放射性物質を含む土砂が流出したことが想定される場合には、速やかな現地の確認に努める。

(11) 森林保全再生整備について

- ア 要領第1の2の(2)のアの(シ)に定める野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- ウ 野生鳥獣の捕獲・処分に当たっては、予め十分な技術的指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(12) 森林災害等復旧林道整備について

- ア 森林災害等復旧林道の開設は次によることとする。
- (ア) 「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）第7項第4号の規定に基づく林道
- 当該林道の利用区域内森林面積のおおむね10ヘクタール以上が森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条7項に規定する樹種転換（同法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林に係るものに限る。）が計画されている松林であること。
- (イ) 告示第7項第5号の規定に基づく林道
- 当該林道の利用区域内森林面積のおおむね10パーセント以上が火災、気象上の原因による災害その他の災害を受け、かつ、当該森林の所在する市町村区域内の森林の当該災害に係る被害額が1,500万円以上であること。

イ 要領第1の2の(2)のウの(エ)及び(オ)に定める「利用区域内森林面積」については、(13)のウに準ずる。

なお、(13)のウにおいて「林業専用道」とあるのは「森林管理道」と読み替えるものとする。

ウ 要領第1の2の(2)のウの(エ)に定める「コスト縮減等のために森林施業道と一体的に路網を形成する場合」における利用区域内森林面積については、イに準ずる。

エ 当該路線に係る利用区域内森林の所有形態が単独所有（当該区域内の森林の90パーセント以上が公有林、共有林又は森林組合有林以外の単独所有をいう。）である場合には、開設できないものとする。

ただし、利用区域内森林について、民有林森林面積が1,000ヘクタール以上あるものを除く。

オ 要領第1の2の(2)のウの(エ)のaの(a)に定める「支線」は、長期育成循環型路網の「循環型森林管理道」をいう。

カ 要領第1の2の(2)のウの(エ)のaの(c)に定める「水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道」とは、告示第7項第2号に規定する「水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道」とする。

また、要領1の2の(2)のウの(エ)のaの(c)に定める「特定保安林の整備を行うために開設する林道」とは、告示第7項第3号に規定する「特定保安林の整備を行うために開設する林道」とする。

(13) 事業主体について

ア 本事業の事業主体になり得る森林所有者は、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

イ 環境林整備事業における「事業主体が自ら所有する森林」とは、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

ウ 知事は、要領第1の1の(2)に規定する森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた場合には、告示の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(ア) 規約の内容

(イ) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(ウ) 施行地の森林所有者

エ 知事は、森林所有者の団体が事業を実施するに当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

オ 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

カ 要領第1の2の(1)のイの(ア)において、寄付や分収契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する年度の初日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

(14) 事業規模等について

ア 要領第1の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び(3)のエの「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。

イ 要領第1の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び(3)のエの規定にかかわらず、次に掲げる事業にあつては、1 施行地の面積は0.05ヘクタール以上とする。

(ア) 水田跡地の人工造林

(イ) 沖縄県及び奄美群島で行う事業

ウ 要領第1の1の(3)のアの(ア)、イ及び第5の4の(3)の「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、要領第5の4の(3)に定める上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

エ 要領第1の1の(3)のアの(ア)のただし書きにおいては、以下のとおりとする。

(ア) 間伐を実施すべき施行地の面積とは、森林経営計画において計画した間伐面積の合計とする。

また、当該ただし書きの規定については、新たに森林経営計画対象森林（ただし、計画的間伐対象森林を含むものに限る。）を追加し当該森林経営計画におい

て計画した間伐面積から実施済みの間伐面積を減じて得た面積が5ヘクタール未満の場合において、1回を限度として準用できるものとする。

- (イ) 地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると知事が認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。

オ 要領第1の1の(3)のアの(イ)に該当する施行地においては、同項(ア)に該当する施行地と一体的な施業を行うことにより、伐採木の搬出集積を行うよう努めるものとする。

カ 要領第1の1の(3)のイにおいて、森林施業計画に基づいて行う間伐又は更新伐に係る補助金の交付申請にあっては、6の(2)のアに規定する交付申請の単位の中に当該森林施業計画の対象森林をその区域に含む集約化実施計画の区域内において森林経営計画（1つの計画に限る。）に基づいて行う間伐又は更新伐の施行地を含めることができる。この場合において、要領第1の1の(3)の適用に当たっては、当該森林施業計画及び森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐のそれぞれの施行地の面積及び伐採木の搬出材積を合算するものとする。また、当該森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐については、要領第1の1の(1)において森林施業計画に基づいて行う間伐及び更新伐とみなして扱うこととする。

(15) 補助金額について

ア 要領第1の1の(4)のウの(イ)のa及び(ウ)のaにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

イ 平成25年3月31日以前に作成された特定間伐等促進計画の対象森林において平成25年4月1日以降に行う人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし及び倒木起こしについては、当面の間、要領第1の1の(4)のウの(イ)のcの森林経営計画等に基づいて行うものとみなして扱うこととする。

ウ 特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐（イにより行うものを除く。）については、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(ア) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

(イ) 前項(ア)に該当しない場合は、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、補助金交付申請までの間に(ア)に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、(ア)と同様の取扱とする。

(16) 林業専用道整備事業について

ア 林業専用道整備、作業ポイント整備、接続路整備に当たっては、森林作業道を効果的に組み合わせて実施するものとする。

イ 要領第1の3の(1)のウに規定する「主要な地点」とは、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、伐採、搬出集積、造林・保育の各工程において最も集約的な作業の実施が可能な地点とする。

ウ 要領第1の3の(3)のアの(ア)のe及びウの(エ)に定める「利用区域内森林面積」とは、当該林業専用道に依存して森林整備及びその他の整備を行うことが可能な区域（以下「利用区域」という。）内に存する森林面積をいい、利用区域は次により定めることとする。（「利用区域」及び「利用区域内森林面積」の解釈は、以下において同じ。）

- (7) 原則として尾根、谷、稜線等の明瞭な地形により特定できる区域とする。
 - (イ) 当該林業専用道から分岐する支線あるいは分線等（森林作業道を含む。以下「支線等」という。）がある場合は、次による。
 - a 支線等が他の道路と連絡していない場合
支線等に係る利用区域も当該林業専用道の利用区域に含める。
 - b 支線等が他の道路と連絡している場合
 - (a) 支線等の車道幅員が、連絡している道路の車道幅員より広い場合は、支線等の利用区域を当該林業専用道の利用区域に含める。
 - (b) 支線等の車道幅員が、連絡している道路の車道幅員より狭い場合は、支線等の利用区域を当該林業専用道の利用区域に含めない。
 - (ウ) 当該林業専用道と他の自動車道（国道、都道府県道、市町村道、農道等の自動車道であって、当該林業専用道の車道幅員以上の車道幅員を有する自動車道をいい、開設計画が明確なものを含む。）が近接する場合は、それぞれからの等距離点付近の尾根、谷等の微地形等により区分できる区域とする。
- エ 要領第1の3の(3)のアの(7)のeに定める面積と全体計画延長は、次によるものとする。
- (7) 面積は、本線、支線、分線等に係る利用区域を合算するものとする。
全体計画延長は、本線、支線、分線等の延長の合計とする。
 - (イ) 利用区域が隣接する場合の面積は、当該各区域の本線、支線、分線等に係る面積を合算するものとする。
全体計画延長は、当該各区域の本線、支線、分線等の延長の合計とする。
- オ 要領第1の3の(1)のウの規定する「作業ポイント整備」の内容は、作業用地（ヘリポートを含む。）及び付帯施設の整備とし、付帯施設のための整備は不可とする。
- (7) 作業ポイントの用地に係る面積は、1箇所当たり200平方メートル以上とする。
この場合、設置箇所の地形、林業専用道開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械（高性能林業機械を含む。以下同じ。）を考慮するものとする。
 - (イ) 作業ポイントの設置間隔は、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。
 - a 車両系システムによる作業工程の場合は、300メートルから600メートル
 - b 架線型システムによる作業工程の場合は、30メートルから50メートル
 - (ウ) 「取付道路」については、原則として延長200メートル以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。
 - (エ) 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路法第24条の協議を行うものとする。
 - (オ) 付帯施設は次のとおりとする。
 - a 取付道路
 - b 側溝等溝渠類
 - c ゲート等遮断施設
 - d その他上記aからcに類する施設

- (17) 要領第1の2の(2)のアの(イ)に規定する森林管理道及び第1の3の(1)のアに規定する林業専用道の開設に当たっては、次により開設予定路線の全線に係る調査（以下「路線全体計画調査」という。）を実施するとともに、計画（以下「路線全体計画」という。）を策定するものとする。

なお、開設と併せて作業ポイント及び接続路の整備を実施する場合にあっては、当該路線全体計画に位置付けるものとする。

ア 路線全体計画調査

- (7) 路線全体計画調査は、開設予定路線の事業主体が行うものとする。
- (イ) 事業主体は、要領第1の2の(2)のウ及び3の(3)のアに基づき採択を受けた路線について、原則として採択年度に路線全体計画調査を実施するものとする。
ただし、希少野生動植物の生息又は生育、特殊な地質条件等から必要と判断されるものに限り、複数年にわたり調査を実施できるものとする。
- (ウ) 調査区域は、開設予定路線に係る利用区域及びその周辺地域とする。
- (エ) 調査は、「林道技術基準」（平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知）、「林道技術基準の運用」（平成14年3月29日付け13林整計第540号林野庁森林整備

部長通知）及び「全体計画調査及び測量設計について」（6-11平成6年10月31日付け林野庁指導部基盤整備課長通知）に基づき実施するものとする。

(オ) 路線全体計画の計画期間（以下「全体計画期間」という。）に係る利用区域内森林の森林整備予定量については、利用区域内森林に関係する林業者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、市町村その他関係団体から必要な資料の提供を受けて把握するものとする。

(カ) 事業主体は、路線全体計画調査の結果を調査報告書に取りまとめ、原則として調査の中間及び終了の時点において林野庁担当課に報告するものとする。

イ 路線全体計画の策定

(ア) 事業主体は、開設予定路線別に路線全体計画を策定するものとする。

(イ) 路線全体計画の策定期間は、原則として採択年度とする。

(ウ) 全体計画期間は、原則として「林野公共事業における時間管理の徹底等について」（平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知）に規定する限度工期を超えない期間とする。

(エ) 路線全体計画は、開設予定路線全線に係る開設計画及び、工事着工後10年間の当該利用区域内森林に係る森林整備予定量（延べ面積）を定めるものとする。

(オ) 事業主体は、路線全体計画の策定に当たり、開設予定路線の利用区域内森林及び周辺区域に関係する林業者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、市町村その他関係団体からの意見を聴くものとする。また、必要に応じ、関係都道府県の担当部局と協議調整を図るものとする。

(カ) 路線全体計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

a 事業主体及び管理主体

b 整備目的及び利用形態区分

c 利用区域内森林の齢級別、人工林・天然林別面積及び蓄積

d 工事着工後10年間の利用区域内森林に係る森林整備予定量（延べ面積）

e 開設予定路線の起点及び終点

f 路線の平面線形及び縦断線形

g 全体計画延長及び車道幅員

h 橋りょうやトンネル、路側施設等構造物の位置及び数量

i 全体計画事業費

j 全体計画期間

k 林道開設に当たり特に留意すべき事項

l その他必要な事項（開設効果、費用対効果等）

ウ 路線全体計画の重要な部分の変更

路線全体計画について、次に掲げる重要な部分を変更する必要があるときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。

(ア) 事業主体の変更

(イ) 林道の区分の変更

(ウ) 利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし、地域森林計画の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く。）

(エ) 開設予定路線の起点又は終点の変更

(オ) 全体計画延長の30パーセントを超える増減

(カ) 全体計画事業費の30パーセントを超える増減

(キ) その他必要があるとき

なお、起終点、平面線形、トンネル等の新設、延長の増に係る変更が生じた場合は、必要に応じて当該変更区間についてアに定める全体計画調査に準じた調査を行うものとする。

(18) 林業専用道等の改良にあっては次によるものとする。

ア 改良全体計画の策定

森林環境保全整備事業計画期間中において完了することが可能な事業量を総量として、改良全体計画を策定するものとする。

なお、必要に応じて(17)のアに準じて改良全体計画調査を実施するものとする。

イ 改良全体計画の重要な部分の変更

改良全体計画について、次に掲げる重要な部分を変更する必要があるときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。

- (ア) 事業主体の変更
- (イ) 施行予定箇所の廃止又は追加
- (ウ) 要領第1の3の(1)のイに規定する林業専用道等改良の区分の変更
- (エ) 橋りょうの架け替え、曲線修正等の改良内容の変更
- (オ) 改良内容に係る工種の変更
- (カ) 全体計画事業費の30パーセントを超える増減
- (キ) その他必要があるとき

ウ 林業専用道等改良の要件及び内容は次のとおりとする。

- (ア) 局部改良の内容は次のとおりとする。

- a 勾配修正

林道規程に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取合道路、路体の拡幅、片勾配の設置を含むものとする。

- b 曲線修正

林道規程に定める制限を超える曲線半径箇所の曲線を修正するものとする。この場合、当該曲線の修正に必要な拡幅、当該修正を要する曲線の直近の曲線であって、当該修正を要する曲線と同時に修正するものを含むものとする。

- c 待避所施設

当該路線の使用実態から必要な待避所又は車廻しの新設又は改築とする。

- d 土場施設

当該路線の利用区域内森林に係る森林施業上必要な土場施設の新設又は改築とする。

- e 排水施設

当該路線の路面又は路体の現況から、林業専用道等の維持管理に必要な箇所への溝渠の新設又は改築とし、この際、安全に排水を行うのに必要な水路の延長、簡易な水叩工、柵工等の流末処理を含むものとする。

- f 防護施設

屈曲、がけ等が存在するため、転落の危険のおそれのある箇所、落石等（なだれによるものを除く。）により通行に支障を及ぼし、若しくは路体に損傷を与えるおそれのある箇所に次の構造物の新設又は改築するものとする。（構造物の設置に直接必要な基礎工を含む。）

- (a) 鉄筋コンクリート製高欄
- (b) コンクリート柱
- (c) 落石防止柵
- (d) 落石防止擁壁
- (e) 落石防止覆
- (f) その他上記(a)から(e)に類する構造物

- g 路側施設

当該路線の路側が脆弱又は浸食により、通行上支障があると認められる箇所に次の構造物等を新設又は改築するものとする。

- (a) コンクリート製、コンクリートブロック製、ワイヤー製又は木製の擁壁
- (b) コンクリート製、鋼製又は木製の自在柵
- (c) 植栽工
- (d) その他上記(a)から(c)に類する構造物

- h 路床・路盤

当該路線の路床・路盤の状況から自動車の通行に支障があり、林業専用道等の効用が保てない場合に次の改築を行うものとする。

- (a) コンクリート路面工
当該路線が林道規程第22条の後段に該当すること。
- (b) アスファルト舗装
舗装後相当の年数（おおむね8年）が経過し、舗装の破損状況が通常の維持管理の範囲を超えていること。

- i 踏切道

踏切道の改築は次によることとする。

- (a) 林道規程に定める自動車道であつて、鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道と同一平面で交差する箇所について、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づく改築であること。
- (b) 構造の改良により事故の防止に著しい効果があると認められるものであること。
- (イ) 要領第1の3の(1)のイの(キ)に定める「雪害防止施設」は以下の内容とすること。
 - a なだれ防止杭工
 - b なだれ防止柵工
 - c なだれ防止階段工
 - d 雪庇防止柵工
 - e 雪庇防止土塁工
 - f なだれ覆工
 - g スノーシェッド
 - h その他上記aからgに類する施設
- (ウ) 要領第1の3の(1)のイの(イ)に規定する幅員拡張は、車道幅員と路肩幅員に係る拡幅であつて、改良により行われる待避所施設又は曲線修正におけるすり付け部あるいは曲線修正と同時に行われる曲線部の拡幅は除くものとする。
- (エ) 要領第1の3の(1)のイの(ウ)に規定する「林業専用道等に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設」とは、林道技術基準第4章第5節に定めるのり面保護工及び第7章に定める擁壁とする。
- (オ) 橋りょう改良
 - a 要件
次のいずれにも該当するものであること。
 - (a) 架設後5年以上経過した橋りょうであること。
 - (b) その機能がそう失又は著しく低下しているものであること。
この場合、「そう失」とは、橋りょうの落下、木橋の腐朽、橋桁のずれ等により車両の通行が不可能な場合又は既存の橋りょうが実際の通過車両の荷重等の利用実態に合致していない場合をいい、「著しく低下」とは、そのまま放置すれば橋りょうの機能がそう失することが明らかな場合をいう。
 - (c) 橋りょうの塗装にあつては、塗膜の浮き上がりや剥離又は木橋の防腐剤効果の低下を原因とする鋼橋や木橋の劣化により、当該橋りょうの耐用年数を著しく損なうおそれがあるもの。
 - b 内容
永久構造の橋りょうへ架け替え又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を新築する工事及び橋りょうを塗装する工事とし、次によることとする。
この場合、「永久構造の橋りょう」には、近代木橋及び必要最小限度の取合道路を含み、「架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合」とは、当該箇所の地形的、地質的条件から橋台及び橋脚の設置が不可能な場合、橋りょうを架け替えるに当たり計算した結果、安全な通水断面を確保できない場合又は橋りょうを架け替えることが経済性等の観点から著しく合理性に欠ける場合をいう。また、「代わるべき必要な施設」とは、現行路線の線形変更を伴う片栈橋、河床路、洗越工、橋りょうの機能を補強又は保持する施設その他これに類する施設をいう。
- (カ) 改良後の全幅員
架け替え又は橋りょうにかわる施設を新設する場合の全幅員は、改良前を原則とするが、当該施設の接続する路体が拡幅改良済み又は拡幅改良を行うことが確実である場合は、路体の全幅員と同等とすることができる。
- (キ) 橋りょうの塗装
塗装の間隔は、塗膜の自然老化、剥離の状況によるものとするが、おおむね5年を目安とし、木橋における塗装には、防腐剤等による防腐処理を含むものとする。
- (ク) 要領第1の3の(3)のウの(カ)に定める基準の解釈は次のとおりとする。

- a 重大な交通事故
「重大な交通事故」とは、人身事故をいうこととする。
 - b 具体的な事例
「具体的な事例」とは、曲線部における視距の不足による出会い頭の衝突、急勾配かつ急カーブ箇所での路外への逸脱等による重大な交通事故の発生を防止するため、当該交通安全施設の整備が必要と判断できる事例をいう。
 - (キ) 要領第1の3の(1)のイの(ク)に規定する「山火事を防止するために必要な施設」とは、次によるものとする。
 - a 防火水槽
1 基当たり40立方メートルを標準とし、消火水利については、原則として谷川等の自然水利を利用するものとする。
 - b 防火歩道
 - c 防火啓発標識類
 - (ク) 要領第1の3の(1)のイの(ケ)に規定する「地域防災計画等」とは、都道府県防災計画等をいう。
なお、災害避難施設の新設又は改築は、ウの(ア)から(キ)に掲げる工事と併せて実施することができるものとする。
- (19) 事業主体は、要領第1の3に定める林業専用道を開設するため採択の申請を行おうとするときは、原則として、事前に林野庁と、開設しようとする路線に係る現地調査（以下「路線調査」という。）を次により行うものとする。
- ア 対象路線は、全体計画延長が連絡線形で5キロメートル、突込み線形で10キロメートルを超える路線又は、路線の開設において自然環境に特段の配慮を要する等の想定がされる路線であって、林野庁との協議において路線調査の実施について決定した路線とする。
- イ 路線調査の内容
- (ア) 採択基準との整合性
 - (イ) 開設予定現地に係る次の事項
 - a 社会的・経済的立地条件
 - b 地形及び地質条件
 - c 自然環境
 - d 路線の起点及び終点の位置
 - e 概略の平面線形及び縦断線形
 - f 特殊構造物の規模及び構造
 - g 事業の着手から完成に至る期間
 - h 森林施業実施予定の箇所、内容及び量
 - i その他路線の開設に必要と認められる事項
- ウ 路線調査の方法
- (ア) 調査者は、当該路線の開設に係る事業主体、都道府県及び林野庁の担当者とする。
 - (イ) 調査方法は、当該開設予定現地（目視により全景を把握できる箇所を含む。）において、事業主体が作成した資料を用いて行うものとする。
- (20) 要領第5の2の(2)に定める外国樹種の承認を受けるため申請する場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に係る試験研究報告書等を添付するものとする。
- ア 樹種名
 - イ 植栽又は播種見込面積
 - ウ 1ヘクタール当たり植栽本数又は播種量
 - エ 1ヘクタール当たり事業費
 - オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況
 - カ 都道府県の技術的指導方針
 - キ その他知事が必要と認める事項
- なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹 種	地 域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
カリビアマツ	四国、九州
ストロブマツ	石川、岐阜、愛知以北の都道県
オーシュウアカマツ	北海道
オーシュウトウヒ	北海道
モクマオウ	四国、九州
カラマツ類	全国
アカシア類	全国
イチョウ	全国

2 事業計画等

(1) 事業計画について

ア 森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。

イ 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とする。

ウ 林業専用道に係る事業計画については、次によることとする。

(ア) 要領第2の1に規定する事業計画のうち林業専用道に関する事業計画は、事業主体が1において策定した路線全体計画等に基づき、路線ごとに作成（以下「路線別事業計画」という。）するものとする。

路線別事業計画は、要領第2の1に規定する様式の林業専用道に関する項と一体的なものとして扱うものとする。

(イ) 要領第2の1における林業専用道に関する路線別事業計画の内容は、路線全体計画の内容に即することとし、路線別事業計画の事業量は路線全体計画に定める総量のうち事業計画期間において実施する部分について定めるものとする。

(ウ) 要領第2の2の(1)から(2)に規定する事業計画の承認を受けた場合は、事業主体の作成した路線別事業計画についても承認を受けたものとみなす。

エ 要領第2の2の(4)のイで定める「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。

(ア) 事業計画の対象事業内容全体における次の内容

a 森林整備（要領別記様式第1号の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減

b 森林作業道の開設総延長の3割を超える減

c 林業専用道の開設延長の3割を超える増減

(イ) 林業専用道に関する「路線別事業計画の重要な部分の変更」に該当する項目の詳細は、1の(16)のウに準ずることとし、この場合、「路線全体計画の重要な部分の変更」を「路線別事業計画の重要な部分の変更」と読み替えるものとする。

(ウ) 要領第2の2の(4)に規定する重要な部分の変更を行うときの手続き等は、路線別事業計画にも適用するものとする。

(2) 実施計画について

ア 林野庁長官は、要領第2の3の(1)による実施計画の提出があったときは、当該知事と実施計画の内容に係る協議（以下「実施計画ヒアリング」という。）を行うものとする。

また、翌年度から新規に実施しようとする事業及び路線の開設の採択に係る判断は実施計画ヒアリングにおいて行うものとする。

イ 林業専用道に係る実施計画については、次によることとする。

- (7) 要領第2の3の(1)に規定する実施計画のうち、林業専用道に関する実施計画は、事業主体が2の(1)のアにより作成した路線別事業計画に基づき、路線ごとに作成（以下「路線別実施計画」という。）するものとする。

路線別実施計画は、要領第2の3の規定により作成される実施計画と一体のものとして扱うものとする。

- (4) 知事は、要領第2の3の(4)に規定する実施計画の変更をする場合であって、林業専用道に係る次の重要な変更に該当するものについて、補助金の変更交付申請を行う事前に林野庁担当課と協議を行うものとする。

- a 事業主体の変更
- b 施行の中止又は休止
- c 路線の開設に関して次に該当するもの。
 - (a) 施行路線ごとの施行延長の30パーセントを超える減少
 - (b) 施行路線ごとの事業費の30パーセントを超える増減
- d 林業専用道等改良のうち次に該当するもの。
 - (a) 施行箇所の変更
 - (b) 施行位置、事業の種類又は車道幅員の変更
 - (c) 施行路線ごとの施行延長の30パーセントを超える減少
 - (d) 施行箇所ごとの事業費の30パーセントを超える増減
- e その他必要があるとき

- ウ 知事及び市町村長は、「緑の雇用」現場技能者育成対策の実施により森林整備事業の新たな従事者が就業している地域の実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(3) 事前計画について

要領第2の4に規定する事前計画の作成等については以下によるものとする。

- ア 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備（本通知の施行の時点で既に実施済みのものを除く。）の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。

- イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき、人工造林、間伐、更新伐、森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあっては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。

- ウ 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

- (ア) 事前計画の対象とする区域及びその面積（概数）並びに計画期間

- (イ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積（概数）並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容

- (ウ) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐（森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。）及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積（概数）並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積（概数）及び出材予定時期

- (エ) 事前計画の計画期間内に(ア)の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標（概数）
- エ 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。
- オ 1の(9)のイの(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。
- カ 事前計画は、知事が、森林環境保全直接支援事業による人工造林、間伐、更新伐、又は森林作業道整備の実施に係る要領第1の1の(3)に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるという性格のものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。
- キ 1の(13)のウの(イ)に関して、知事の認定を受けようとする者は、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であることを明らかにする書類を提出するものとする。
- ク 知事は、提出のあった事前計画の内容について、人工造林、間伐及び更新伐に係る補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係、間伐、更新伐に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、人工造林に当たり伐採作業と造林作業の連携が図られているか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。また、知事は、キによる書類が適当と認められる場合には、認定を行うものとする。
- ケ 上記アからクにかかわらず、森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林のうち、平成27年度末の時点で既に伐採済みのもの、又は森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林になった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）については、事前計画の作成を要しないものとする。

3 国の助成について

- (1) 要領第3に規定する「国の助成」については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等の関係法令及び「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）等の関係通知に基づき行うものとする。
- (2) 林業専用道等について
- ア 要領第2の3の(3)の実施計画に計上された林道専用道等の個別具体的な実施内容については、事業主体が林野庁担当課と設計積算に係る協議（以下「設計協議」という。）を行うものとする。
- イ 上記アに規定する設計協議の時期及び具体的な方法等は、別途定めるところによるものとする。
- (3) 指導監督費は、「林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて」（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通知）及び「林業関係公共事業の指導監督費の取扱いについて」（平成22年3月31日付け21林政政第622号林野庁長官通知）の規定に基

づき適正に使用するものとする。

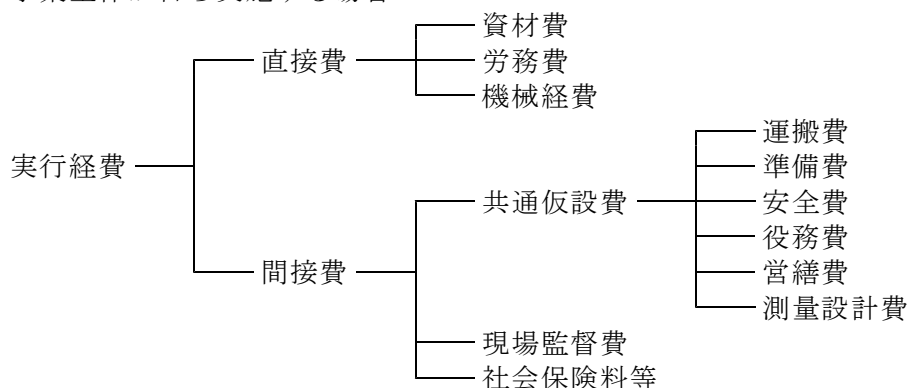
なお、指導監督費は、主に検査旅費として使用するものとし、人件費としては原則として事務費の限度額のおおむね40パーセントを上回らないものとする。

4 補助金額の算出

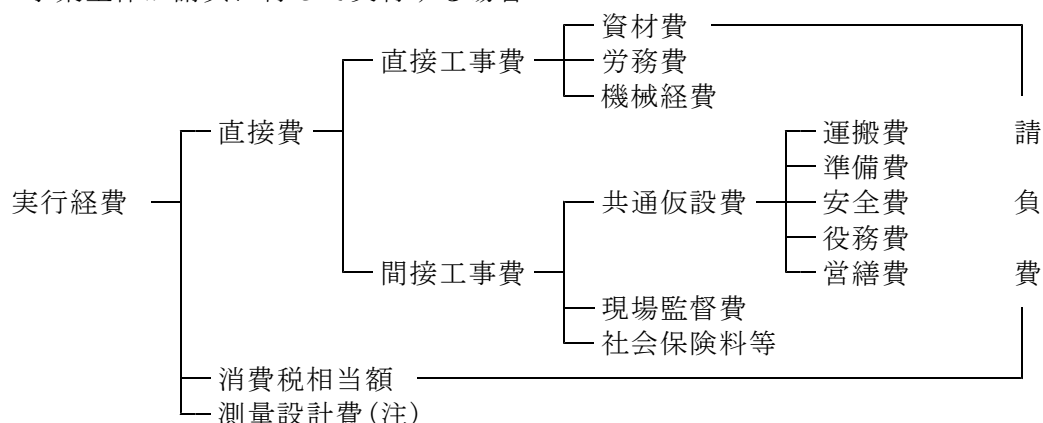
要領第1の1の(4)、2の(1)のエ、(2)のエ及び(3)のオの規定並びに要領第6の1の規定により準用するこれらの規定にかかわらず、要領第1の2の(2)のアの(シ)、都道府県が行う事業等（森林災害等復旧林道整備及び林業専用道整備事業を除く。以下本章において同じ。）に係る補助金額の算出は、以下によるものとする。

- (1) 要領第1の2の(2)のアの(ス)及び都道府県が行う事業に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。
- (2) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち(3)により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。
- (3) 都道府県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の7の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。
- (4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、要領第1の1の(1)の事業内容を汚染状況重点調査地域等において市町村、森林整備法人等が緊急的に実施したものであって、当該事業主体が請負に付して実行した事業に係る補助金額は、知事が必要と認める場合に限り、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めることができるものとする。
- (5) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知）に準ずるものとする（ただし、要領第1の2の(2)のアの(ス)にあっては別途定めるものによる。）。ただし、請負に付して実行する場合にあっては、森林整備保全事業設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

5 林道及び森林作業道の維持管理

- (1) 森林環境保全整備事業により開設された林道については、速やかに「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）に基づき林道台帳を作成して管理を行うものとする。
- (2) 林道の管理に当たっては、「民有林林道の管理について」（昭和61年7月29日付け61林野道第459号）等の関係通知により適切に維持管理を行うものとする。
- (3) 森林作業道の開設及び改良（平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。）を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

6 補助金の交付関係事務に関する特記事項

- (1) 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について
知事は、本事業（森林災害等復旧林道整備及び林業専用道整備事業を除く。以下本章において同じ。）及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、本事業の事業主体（事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。
ア 事業予定調書の作成
知事は、必要に応じ、事業主体に対し、当該事業年度に予定している事業について、その事業内容、事業量等を記載した事業予定調書を作成、提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

イ 現地写真の撮影

- (ア) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況を撮影するものとする。なお、下刈りについては遠景及び近景を撮影するものとする。
- (イ) 保育間伐又は更新伐のうち1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに1の(9)のイの(ア)の開設後の経過年数及び(イ)の要件を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。
- (ウ) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐については、伐採木の搬出状況を撮影するものとする。なお、必要に応じて集積場所におけるはい積状況等を撮影するものとする。
- (エ) ウにより現地測量を行う場合は、その実施状況を撮影するものとする。なお、GPS測量を行う場合及び「造林補助事業竣工検査内規例について」(昭和53年3月24日付け53林野造第27号林野庁長官通知)の別紙第3条の1により現地検査を行う場合にあってはこの限りではない。
- (オ) (ア)から(エ)により撮影する写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。

ウ 現地測量の実施

- 事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。
- (ア) 測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。ただし、面積1ヘクタール未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。
 - (イ) (ア)のただし書きの規定は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。
 - (ウ) 測量の免認限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えたときは再測量を行う。

(2) 補助金の交付申請等について

ア 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画に基づいて行う場合は当該計画ごと(森林経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。)、森林施業計画及び特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画(森林共同施業団地対象民有林で実施されるものにあっては森林共同施業団地)ごとの要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(ア) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(イ) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第5の1の(2)に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法

(ウ) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第5の1の(2)に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

イ 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る補助金の交付申請を行う者(事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。)は、複数の申請単位(アに定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る(3)に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

ウ 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、イにより一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金

を、一括して受領することができる。

(3) 補助金交付申請書の作成及び提出について

知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類の取り扱いについて以下に即して規定等を作成し、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

ア 補助金交付申請書に添付する書類等について

交付申請者は、補助金交付申請書に以下の書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

- (ア) 申請内訳書（交付申請に係る施行地の地番、事業主体、森林所有者、面積、事業内容、事業実行者（森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実作業を行った者とし、自己所有林で自ら作業を実施した場合は記載を要しないものとする。）、現場労働者（標準単価設定通知第3の1の(1)に規定する現場労働者をいう。以下同じ。）の有無等を記したもの）
- (イ) 施業箇所位置図（縮尺5万分の1の地形図又は適宜の管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）
- (ウ) 施業図（縮尺5千分の1の森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面、縮尺5千分の1の実測図、精度が高い図面のいずれかの図面）
- (エ) 間伐、更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請の場合に限る。）
- (オ) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について標準単価設定通知第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表。ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。）
- (カ) 市町村（4の(4)を適用する場合は、森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業、要領第1の2の(2)のアの(イ)の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る実行経費内訳書
- (キ) 森林作業道整備線形図（縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。（ウ）の施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。）
- (ク) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請又は受領を行う場合に限る。）
- (ケ) 1の(13)のウの(イ)の規定による場合は、知事により2の(3)のクの認定を受けたことを証する書面の写し
- (コ) 1の(14)のウの(ア)の規定による場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること、又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類、1の(14)のウの(イ)の規定による場合は、申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類及び森林経営委託契約書等（森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面）の写し（森林経営委託契約書等は事業主体が森林所有者以外の場合に限る。）
- (サ) その他「造林補助事業竣工検査内規例について」（昭和53年3月24日付け53林野造第27号林野庁長官通知）の別紙第15条に掲げる書類

イ アの(ア)の申請内訳書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として、森林経営計画、森林施業計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

ウ 要領第1の1の(4)のウの(イ)又は(ウ)のa（計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うものに限る。）に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、アの(ア)の申請内訳書に、森林経営計画若しくは森林施業計画の認定番号又は特定間伐等促進計画の名称若しくは番号等を記すほか、間伐及び更新伐であって集約化実施計画の対象森林で行うものに係る補助金の交付申請においては当該集約化実施計画の承認番号を記すこととする。

また、人工造林及び樹下植栽等に係る補助金の交付申請においては、必要に応じて当該林分における伐採造林届出書の写しを添付することとする。

- エ 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、(1)のウに定める現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。
なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は「造林補助事業竣工検査内規例についての一部改正について」（平成23年4月1日付け22林整整第864号林野庁長官通知）7の(2)の取扱いによるものとする。
- オ 要領第1の1の(1)のクの保育間伐において、伐採しようとする樹木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合（Ⅶ齢級以下（天然林にあってはⅩⅡ齢級以下）の林分及び1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を除く。）にあっては、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付するものとする。
- カ 森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請においては、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置をアの(イ)の施業箇所位置図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。
- キ 要領第1の1の(3)のアの(イ)に該当する施行地の位置、面積、搬出材積等について、アの書類に明示するものとする。
- ク 交付申請者は、アに掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
 - (ア) 測量野帳（オの調査野帳を含む。）
 - (イ) アの(ア)、(エ)及び(オ)の証明書等の証拠書類（標準単価設定通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
 - (ウ) 現地写真（(1)のイにより撮影した写真）
 - (エ) ウの交付申請においては、森林経営計画書又は森林施業計画書及び集約化実施計画書（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
 - (オ) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類
- ケ 要領第1の2の(2)のアの(ス)にあっては、以下の書類を添付するものとする。
 - (ア) 要領第5の2の(9)により実施した協議会との連絡調整の結果を記載した書類
 - (イ) 森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類
- コ ア及びオからケに掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(4) 代理申請者への指導について

知事は、事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）に対し、次によるよう指導するものとする。

- ア 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。
- イ 受領した補助金は、都道府県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
 - (ア) 補助金事務取扱手数料
 - (イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - (ウ) 当該施行地の森林保険料
 - (エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- ウ 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（イにより事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(5) 受託事業に係る経費の透明化について

- ア 知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、あらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告するよう指導すること。
- イ 組合員からの受託により事業を実施した森林組合は、毎年度、当該事業の内容、収支等を決算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めること。

(6) 補助金の査定について

本事業に係る補助金の査定の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る(3)のアの(エ)に定める伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

ただし、都道府県が行った事業の査定単位又は市町村（4の(4)を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、4の(1)、(2)又は(4)により算定するものとする。

また、査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

- (ア) 要領第5の4の(3)の括弧書きの規定に基づいて行った更新伐

- (イ) 施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積が10立方メートルに満たない間伐又は更新伐

- (ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

- (エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

- イ 要領第1の1の(3)並びに2の(1)のウ、(2)のウ及び(3)のエに定める雪起こしの施行地の面積は、造林木の成立本数の30パーセント以上が倒伏した林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

- ウ 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は、実作業区域面積とする。

- エ 要領第1の1の(4)のアの標準経費は、同項イに定める標準単価に調整率を乗じて求めることができるものとする。

ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

- オ 要領第1の1の(4)のウの森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし並びに保育間伐及び更新伐であって1の(5)のキにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施するものを含む。

- カ 要領第1の1の(4)のウの(イ)のbの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。キにおいて同じ。）を含む。

- キ 要領第1の1の(4)のウの(イ)のbの森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの、(ウ)のaの伐採造林届出書に基づいて行うもの及びbの施業代行者が実施するものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

- ク 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領付表1に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めて差し支えないものとする。
- ケ 要領第5の3により知事が定める竣工検査内規においては、枯損率が20パーセント（沖縄県にあっては30パーセント）を超えるものは竣工と認めないものとして定めるものとする。
- コ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の確認が可能なものに限り、植栽等が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。
この場合、植栽等が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

(7) 補助金の交付について

- ア 本事業に係る補助金については、原則として、事業の完了後、その実績により補助金を交付する精算払の方式をとっており、このため、要領第5の5の(1)により、補助金の交付決定と額の確定を同時に行うことを原則としているが、知事が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付決定額の一部を概算払によって交付することができるものとする。
- イ 知事は、(6)のアに係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、交付申請者に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。

(8) 要領第5の6の補助金の返還について

- ア 「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
- イ 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- ウ 要領第5の6の(1)のオの「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。
- エ 要領第1の1の(4)のウの(イ)のbの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、要領第5の6の(1)のイと同様の取扱とする。
- オ 1の(14)のウの(ア)の規定による場合は、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、要領第5の6の(1)のイと同様の取扱とする。

(9) 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについて

事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したものに限る。

なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、アのほか、次の要件を満たすこと。

- (ア) 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- (イ) 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- (ウ) 事業主体が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を事業主体が支払っていること。

ウ 特例措置

都道府県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取り扱いを認めることができることとする。

(10) その他

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

特殊地拵えの施行地において人工造林又は樹下植栽等における地拵え及び植栽を実施する場合における当該特殊地拵え、地拵え及び植栽の各々に要する経費についても同様とする。

イ 平成16年3月30日付け改正前の要領に基づき、平成15年度以前に締結された協定により実施される長期育成循環整備については、改正前の団地要件に基づき実施できるものとする。

ウ 森林環境保全整備事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都道府県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内で情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。

エ 平成27年度東日本大震災復興特別会計における森林環境保全直接支援事業及び林業専用道整備事業については、平成28年度に限り、なお従前の例による。